経済産業省組織規則等の一部を改正する省令

（経済産業省組織規則の一部改正）

第一条　経済産業省組織規則（平成十三年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（政策企画官、企画官、国会事務連絡調整官、業務管理官及び情報化総括責任者補佐官） **第二条**　総務課に、政策企画官十一人、企画官四十七人、国会事務連絡調整官一人、業務管理官九人及び情報化総括責任者補佐官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。 ２～６　［略］	（政策企画官、企画官、国会事務連絡調整官、業務管理官及び情報化総括責任者補佐官） **第二条**　総務課に、政策企画官十一人、企画官四十八人、国会事務連絡調整官一人、業務管理官九人及び情報化総括責任者補佐官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。 ２～６　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（経済産業省定員規則の一部改正）

第二条　経済産業省定員規則（平成十三年経済産業省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（本省及び各外局別の定員） **第一条**　経済産業省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。	（本省及び各外局別の定員） **第一条**　経済産業省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。

区分	定員	備考
本省	四、五五四人	
資源エネルギー庁	四四八人	
特許庁	二、七九二人	
中小企業庁	一九五人	
合計	七、九八九人	

区分	定員	備考
本省	四、五五六人	
資源エネルギー庁	四四七人	
特許庁	二、七九二人	
中小企業庁	一九五人	
合計	七、九九〇人	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和二年一月七日から施行する。

規　則

○個人情報保護委員会規則第一号

特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）の一部施行に伴い、及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の各規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年一月七日

個人情報保護委員会委員長　丹野美絵子